



2019年5月16日

各位

会社名 ユニチカ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 注連 浩行  
(コード番号 3103 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 杉澤 滋  
(TEL 06-6281-5695)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第209回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 経営における迅速で的確な意思決定を目的として、取締役の定員を14名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。ただし、2018年6月28日開催の第208回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月27日
定款変更の効力発生日	2019年6月27日

以上

## 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 20 条 (取締役の定員)            本会社の取締役は <u>28</u> 名以内とする。</p> <p>第 22 条 (取締役の任期)            取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 20 条 (取締役の定員)            本会社の取締役は <u>14</u> 名以内とする。</p> <p>第 22 条 (取締役の任期)            取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>附 則  <u>(取締役の任期に関する経過措置)</u>  <u>第 22 条の規定にかかわらず、2018 年 6 月 28 日開催の第 208 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2020 年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>